

○湖北環境衛生組管理者交際費の支出基準及び公表に関する要綱

〔平成31年4月1日
訓令第1号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、組合の円滑な運営と支出に関する透明性の確保に資するため、湖北環境衛生組管理者の交際費(以下「管理者交際費」という。)の支出区分、支出範囲、金額等の基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 管理者交際費とは、管理者が、湖北環境衛生組合の円滑な組合運営を図る上で、特に必要と認める場合に支出する経費をいう。

(支出の区分等)

第3条 管理者交際費は、次に掲げるものとする。

- (1) 弔慰 香典, 供物, 供花とし, その支出範囲, 支出金額等は, 別表のとおりとする。
- (2) 見舞 10日間以上の入院加療に対する見舞金及び災害などに対する義援に係る支出とし, その支出範囲, 支出金額等は, 別表のとおりとする。
- (3) 会費 情報交換, 意見交換等を主たる目的として, 管理者が組合を代表して会議又は懇談会等(以下「会議等」という。)へ出席する場合に要する支出とし, 金額は, 1件につき10,000円を限度として, 会費の額とする。ただし, 会費の額が定められていないときは, 会議の目的, 形式, 場所等を考慮し, 1件につき5,000円を限度として, 管理者が決定した額とする。
- (4) 渉外 組合運営上, 外部機関等との交渉又は交際が必要なものに係る支出とし, 金額は1件につき10,000円を限度として, 社会通念上妥当と認められる額とする。
- (5) その他 前各号に掲げるもののほか, 管理者が特に必要と認める支出とし, 1件につき10,000円を限度とする。

2 前項の支出に際しては, 公益性及び政治的中立性を失してはならない。

(支出状況の公表)

第4条 管理者交際費の公表は, 次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は, 毎年度ごとに組合ホームページへ掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか, 必要な事項は, 別に定める。

附 則

この訓令は, 平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

支出区分	支出範囲		支出金額等
弔慰	管理者, 副管理者	本人	香典10,000円及び管理者が必要と認めるときは10,000円相当の供物等
		配偶者又は1親等の親族	香典5,000円及び管理者が必要と認めるときは5,000円相当の供物等
	組合議会議員及び監査委員	本人	香典10,000円及び管理者が必要と認めるときは10,000円相当の供物等
		配偶者又は1親等の親族	5,000円以内の香典及び管理者が必要と認めるときは5,000円相当の供物等
	再任用職員を含む組合職員(本人)		香典10,000円及び管理者が必要と認めるときは5,000円相当の供物等
見舞	管理者, 副管理者, 組合議会議員及び監査委員		見舞金10,000円以内